

# いきいき長寿 TRYぷらんⅦ



東大阪市 第7次 高齢者保健福祉計画

東大阪市 第6期 介護保険事業計画

〈概要版〉



2015年 - 2017年  
東大阪市

## 計画の位置づけ

### 法令などの根拠

- 「高齢者福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号、平成20年一部改正)第20条の8の規定に基づき、策定するものです。老人保健法が平成20年4月1日で「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され老人保健計画策定の義務はなくなりましたが、本計画には、従来からの老人保健事業の内容を盛り込み、また、「健康トライ21」の考え方をふまえて、計画名を高齢者保健福祉計画として策定します。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法(平成9年法律第123号、平成20年一部改正)第117条の規定に基づき、策定するものです。

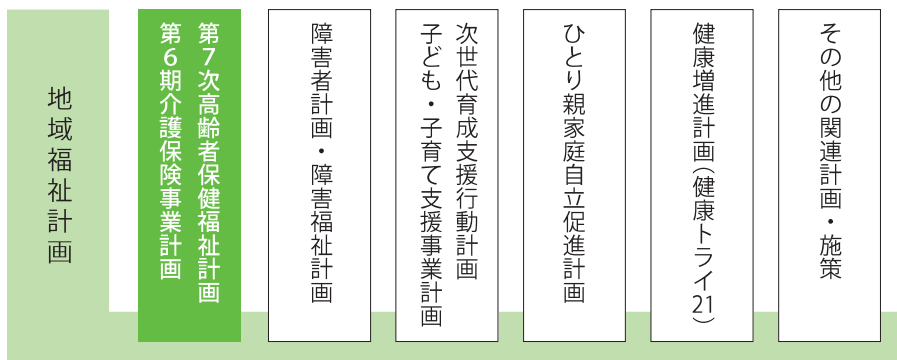
### 計画の性格

- 第6期計画以後の計画は、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携などの取組みを本格化していくものとして後期高齢者数がピークを迎える2025年を見据え、「東大阪市第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の後継計画として、理念や考え方を引き継いで策定するものです。
- 「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健・福祉事業における総合的な計画です。
- 「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

### 上位計画・関連計画との関係

- 本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した東大阪市第2次総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、東大阪市第4期地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものとします。

#### 東大阪市第2次総合計画(平成15～32年)

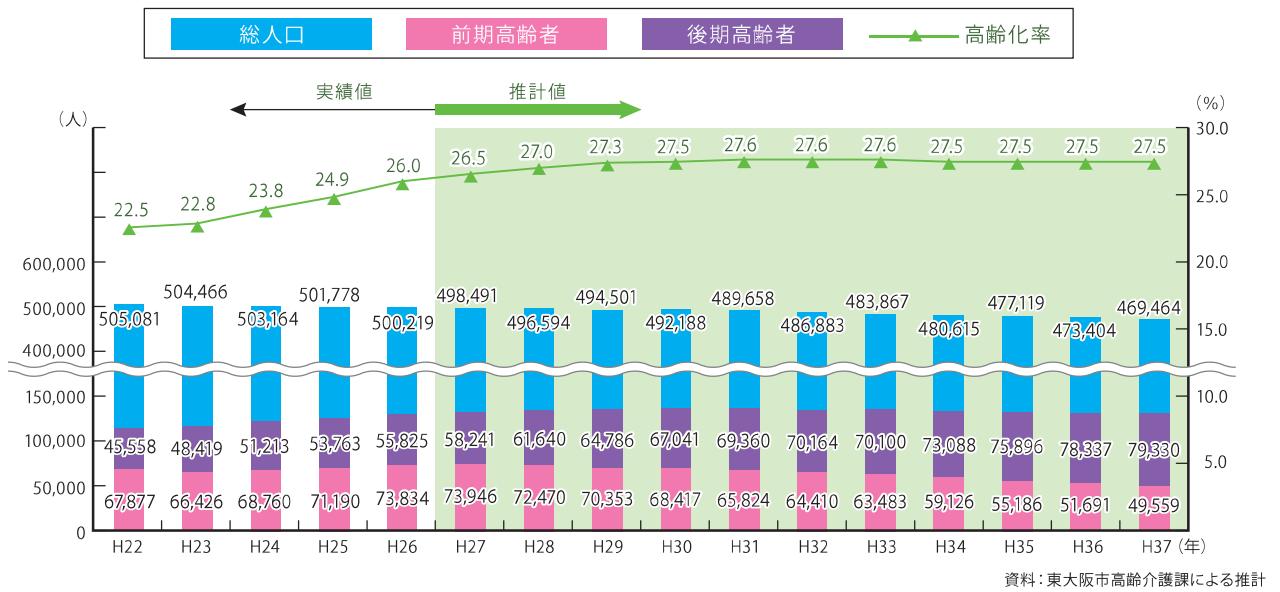


# 東大阪市の高齢者の現状と将来推計

## 高齢者人口の将来推計

●高齢者人口については、平成30年まで年々増加すると推計されます。一方、総人口は減少していくため、高齢化率は平成31年をピークに以降はほぼ横ばい傾向になると推計されます。また、平成31年以降は後期高齢者数が前期高齢者数を上回ります。

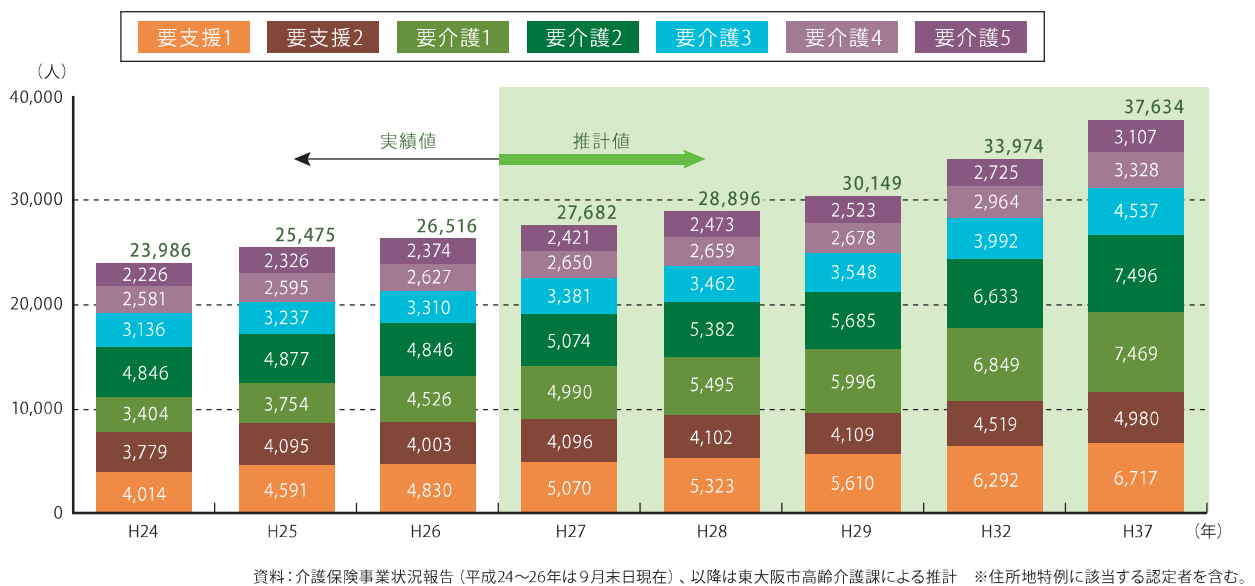
東大阪市の高齢者人口の将来推計(各年3月末日)






## 要支援・要介護者の認定者数

●本市における介護保険の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、平成26年9月末日現在で26,516人となっています。また、今後も増加すると見込まれ平成29年で30,149人、平成37年には37,634人になると推計されます。

要支援・要介護認定者数の推移と今後の要介護認定者数の推計



東大阪市第7次高齢者保健福祉計画・東大阪市第6期介護保険事業計画 施策体系図

<p><b>重点施策</b></p>  <p><b>地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療と介護の連携</li> <li>●地域包括支援センターの機能強化</li> <li>●認知症施策の充実</li> </ul> <p><b>高齢者が自ら参加する支え合いの推進</b></p>  <p><b>市民から信頼される介護保険制度の運営</b></p> 	<p><b>基本目標</b></p> <p>高齢者がまちづくりの主体となって活躍するしくみづくり</p> <p>高齢者の地域生活と自立を支えるしくみづくり</p> <p>高齢者の健康づくりと介護予防</p> <p>高齢者の権利を守るしくみづくり</p> <p>高齢者が安心して暮らせるまちづくり</p> <p>介護保険事業の安定運営に向けた基盤づくり</p>	<p><b>施策の展開</b></p> <p>① 高齢者の地域貢献を通じた社会参加の促進 ② 地域での交流の促進と生きがいづくり ③ 生活支援サービス体制の構築</p> <p>① 高齢者の地域ケア体制の連携強化・推進 ② 高齢者を支える地域活動の促進 ③ 見守り活動の強化と孤立の防止 ④ 認知症高齢者を支える取組みの推進 ⑤ 家族介護者への支援の充実 ⑥ 生活支援サービスの充実</p> <p>① 高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動の促進と健康寿命の延伸 ② 相談体制の充実と緊急対応体制の整備 ③ 高齢者虐待の防止 ④ 権利擁護事業の推進</p> <p>① 災害時などにおける高齢者への支援 ② 高齢者の居住ニーズに対応した住まいの供給 ③ 外出しやすい都市環境の整備 ④ 生活困難な高齢者の支援 ⑤ 高齢者の消費者被害防止の取組み</p>	<p><b>事業の展開</b></p> <p>① 高齢者地域支え合いセンター事業の展開 ■シニア地域活動実践塾「悠友塾」 ■老人センター事業 ■老人クラブ活動助成事業 ■文化・スポーツ活動へ高齢者の参加の促進 ■高齢者の知識・経験の活用と活動の場の確保 ■まちづくりコーディネーター育成事業 ■雇用・就労機会の充実 ■シルバー人材センターの活用 ■介護ボランティア制度の導入 ② 福祉農園運営事業 ■ふれあい入浴事業 ■はり・きゅう、マッサージ施術事業 ■敬老事業 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の創出</p> <p>① 地域包括支援センター ■高齢者地域ケア会議 ■地域医療連携の推進 ■在宅医療と介護の連携強化 ■多職種連携 ② 地域組織等の強化と小地域ネットワーク活動の推進 ■地域での支え合いの推進 ■ボランティア活動の促進 ■NPO法人、ボランティア団体との連携 ■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能強化 ③ ひとり暮らし高齢者等訪問相談事業 ■ひとり暮らし高齢者実態把握事業 ■地域で支えるネットワークの推進 ④ 認知症についての理解の促進 ■早期発見・早期支援と介護サービスの充実 ■認知症見守り支援事業の実施 ■認知症サポート医との連携 ■認知症ケアパスの作成 ⑤ 家族介護教室 ■介護者リフレッシュ事業 ■介護用品支給事業 ■家族介護経済資金支給事業 ■医療・介護相談会の開催 ⑥ 食の自立支援事業 ■緊急通報装置レンタル事業 ■介護生活用具の給付等 ■訪問理美容サービス事業</p> <p>① 健康トライ21の推進 ■健康診査 ■健康教育 ■健康相談 ■訪問指導 ■健康づくり市民グループの育成及び活動支援 ■介護予防事業 ■歯かどデハワズ ■柔らくトライ体操の普及</p> <p>① 地域包括支援センター、高齢者地域ケア会議 ■緊急一時保護施設の確保 ■夜間・休日高齢者虐待相談ダイヤルの設置 ② 高齢者虐待防止ネットワーク事業 ■養護施設従事者等による虐待防止の取組み ③ 成年後見制度利用支援と市長申立ての実施 ■市民後見人の養成 ■日常生活自立支援事業</p> <p>① 災害時の要配慮者支援体制の確立 ■防犯体中の充実 ■交通安全、交通安全教育の推進 ■ひとり暮らし高齢者にかかる防火対策の推進 ② 住宅改修助成事業 ■公営住宅の整備 ■高齢者住宅等安心確保事業 ■サービス付き高齢者向け住宅の登録 ③ 福祉のまちづくりの推進 ■市内移動を円滑にする手立ての検討 ■公園・緑地の整備 ■るおいとやすらぎ空間などの整備 ④ 相談体制の整備 ■難関老人ホーム ■養護老人ホーム ■長期生活支援資金 ■在日外国人高齢者給付金 ⑤ 消費者被害の防止</p>
<p><b>介護保険事業計画</b></p>	<p><b>要支援・要介護認定者数の推計</b></p> <p>日常生活圏域は中学校区（26区域）に設定しています。</p> <p>日常生活圏域は中学校区（26区域）に設定しています。</p> <p><b>地域密着型サービスの整備</b></p> <p>「夜間対応型訪問介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「認知症対応型通所介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を進めていきます。その際には、日常生活圏域ごとの整備を基本としつつ、整備圏域（7圏域）内での柔軟な対応とします。</p> <p><b>地域包括支援センターの整備運営</b></p> <p>① 地域包括支援センターの担当地域を日常生活圏域と一致させるよう整理します。 ② 地域包括支援センターの相談援助力の向上と均一化 ③ 基幹型地域包括支援センターの調整力と会議運営の力量の向上</p>	<p><b>地域支援事業の展開</b></p> <p>① 介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス事業、一級介護予防事業</p> <p>② 包括的支援事業 総合相談支援、権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメントの3つの事業に加え、新たに、医療・介護連携事業、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取組みます。</p> <p>③ 任意事業 本市では、介護給付適正化事業や家庭介護支援事業などを任意事業として実施しています。</p>	

『いざいき長寿TRYぶらんVII』心豊かに安心して暮らすことのできる成熟した高齢社会の実現

# 介護保険制度の改正等をふまえ、重点的に取り組むべき課題を「重点施策」

## 重点施策1 地域包括ケアシステムの構築

『心豊かに安心して暮らすことのできる成熟した高齢社会』を実現するため、日常圏域ごとの地域包括ケアシステムを構築していきます。

### ○地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に展開する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。特に第6期計画においては、「要援護高齢者を地域で支えていく」ために、医療との連携、互助の取り組みである地域における支え合い活動の推進について、また、「元気な高齢者がいつまでも元気で、地域の一員として活躍できる」ために、健康づくりや身近で介護予防に取り組むことのできる環境整備について重点的に取り組みます。

### ○新たな地域支援事業の取り組み

介護保険制度改正により、介護予防事業においては新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。また、包括的支援事業においては、新たに「医療・介護連携事業」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」が追加されることとなり、これまでの「総合相談支援」「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント」とで6つの事業に再編成されます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については平成29年4月までに、「医療・介護連携事業」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」については平成30年4月までに実施できるよう準備を進めていきます。

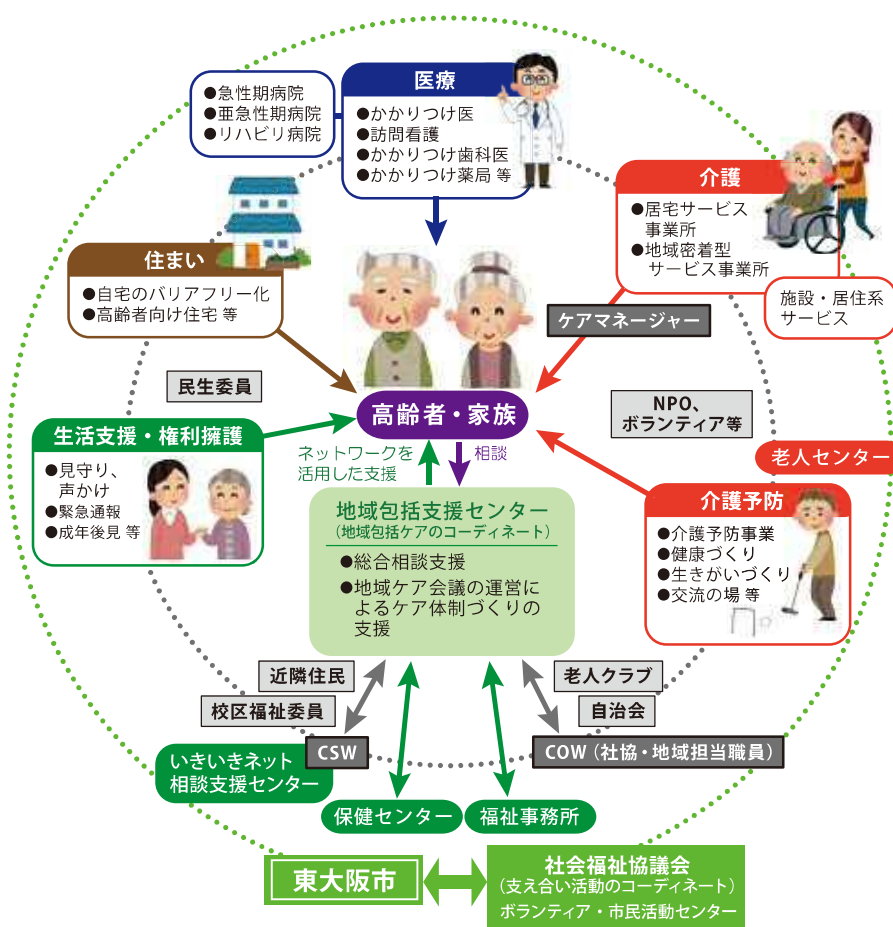
### 医療と介護の連携

医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えるため、改正介護保険法において、新たに地域支援事業の中に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられました。

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供できるよう、医療と介護の連携のしこみを構築していきます。

### 地域包括支援センターの機能強化

今後さらに高齢化が進むことを踏まえ、地域包括ケアの中核機関としての役割を十分担えるよう、包括的支援事業や地域介護予防推進事業などを積極的に進めるとともに、地域住民や関係機関とのネットワークをより強化していきます。

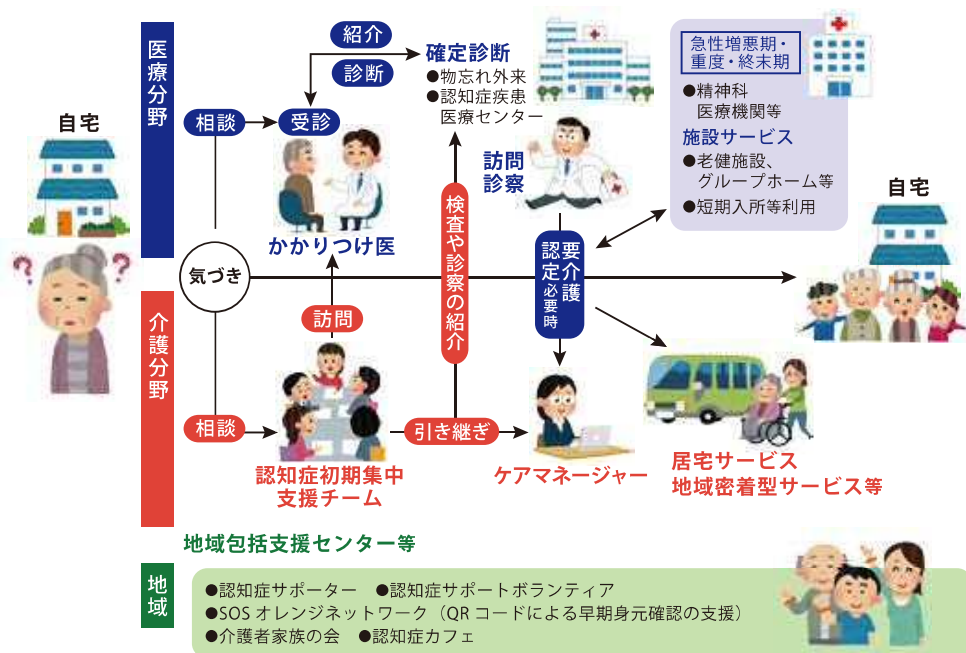


として位置づけ、基本目標の推進に努めます。

### 認知症施策の充実

認知症は高齢になるにつれ発症率が高くなるといわれており、本市においても団塊の世代が既に高齢期を迎え、さらには後期高齢者が増加していく中、認知症高齢者はますます増加すると予測されます。

市民の認知症に対する理解の促進、認知症の早期発見・早期支援、認知症高齢者の日常生活の支援の充実など、認知症高齢者やそのご家族を支援していきます。



## 重点施策 2 高齢者が自ら参加する支え合いのまちづくりの推進

高齢社会を心豊かで活力あるものにするために、豊かな知識や経験を持つ高齢者が、支えられるだけでなく地域を支える活動に参加し、高齢者の生きがいを高めるとともに、高齢社会にふさわしいまちづくりの大きな推進力となるよう、しくみづくりを進めます。

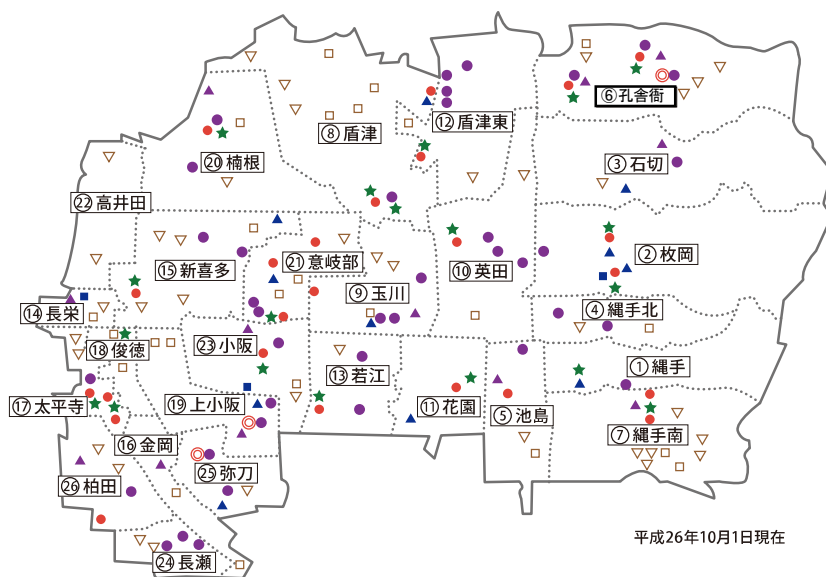
## 重点施策 3 市民から信頼される介護保険制度の運営

利用者に対して適切な介護保険サービスを確保しつつ、公正公平なサービスの提供を通じて制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保します。

### 介護保険施設、居住系サービス拠点、地域包括支援センター所在

各日常生活圏域には下記のような介護保険施設、居住系サービス拠点、地域包括支援センターが立地しています。

- 市境界
- ..... 中学校区
- 特別養護老人ホーム
- ◎ 地域密着型特別養護老人ホーム
- ▲ 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 認知症高齢者グループホーム
- ▲ 特定介護施設
- ★ 地域包括支援センター
- ▽ 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅



平成26年10月1日現在

居宅サービスの計画期間における各年の見込量（介護サービス）

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	2,190,832回	2,276,195回	2,362,098回
訪問入浴介護	14,396回	14,562回	14,621回
訪問看護	232,190回	262,040回	294,617回
訪問リハビリテーション	48,864回	59,972回	67,582回
居宅療養管理指導	40,608人	44,100人	48,876人
通所介護	636,266回	245,242回	250,738回
通所リハビリテーション	176,387回	179,918回	190,415回
短期入所生活介護	97,974日	111,575日	123,214日
短期入所療養介護（老健）	11,116日	12,810日	15,126日
短期入所療養介護（病院等）	50日	54日	62日
福祉用具貸与	89,220人	94,104人	104,148人
特定福祉用具購入費	1,560人	1,632人	1,704人
住宅改修	1,104人	1,260人	1,308人
特定施設入居者生活介護	5,832人	6,924人	6,924人

注：必要量＝供給量（供給率100％）として見込んでいます。

居宅サービスの計画期間における各年の見込量（予防サービス）

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	41,100人	41,916人	22,188人
介護予防訪問入浴介護	72回	72回	72回
介護予防訪問看護	23,434回	27,437回	29,440回
介護予防訪問リハビリテーション	5,575回	6,029回	6,236回
介護予防居宅療養管理指導	1,716人	1,848人	1,980人
介護予防通所介護	25,788人	28,452人	17,088人
介護予防通所リハビリテーション	4,104人	5,052人	5,616人
介護予防短期入所生活介護	1,412日	1,678日	2,105日
介護予防短期入所療養介護（老健）	230日	283日	305日
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0日	0日	0日
介護予防福祉用具貸与	19,404人	20,736人	23,748人
特定介護予防福祉用具購入費	1,020人	1,320人	1,596人
介護予防住宅改修	1,452人	1,620人	1,920人
介護予防特定施設入居者生活介護	672人	708人	708人

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、利用見込人数のみ注1：必要量＝供給量（供給率 100％）として見込んでいます。

地域密着型サービスの計画期間における各年の見込量

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,728人	1,776人	2,208人
夜間対応型訪問介護	1,392人	1,992人	2,664人
認知症対応型通所介護	30,701回	33,242回	36,352回
小規模多機能型居宅介護	372人	504人	588人
認知症対応型共同生活介護	7,572人	8,436人	8,436人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,044人	2,436人	2,436人
看護小規模多機能型居宅介護	168人	180人	192人
地域密着型通所介護（仮称）		435,985回	445,756回
介護予防認知症対応型通所介護	840回	1,073回	1,284回
介護予防小規模多機能型居宅介護	24人	24人	36人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人

※施設サービスは除く 注：必要量＝供給量（供給率100％）として見込んでいます。

施設・居住系サービスの計画期間における各年の見込量

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設サービス			
介護老人福祉施設	1,760人	1,778人	1,862人
介護老人保健施設	1,137人	1,137人	1,137人
療養病床からの転換分	0人	0人	0人
介護療養型医療施設	220人	210人	200人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87人	203人	203人
居住系サービス			
認知症対応型共同生活介護（注1）	631人	703人	703人
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	98人	98人	98人
特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）	444人	444人	538人

注1：介護予防認知症対応型共同生活介護は含まれません。  
※計画期間中の整備目標数は、介護老人福祉施設60人、特定施設94人、認知症対応型共同生活介護72人、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護116人

平成27年度から平成29年度の介護サービスに要する標準給付費及び地域支援事業費の見込み

標準給付費	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
総給付費	35,447,727	37,492,501	38,159,553	111,099,781
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	35,280,051	37,225,053	37,887,743	110,392,847
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	1,091,764	1,067,656	1,087,280	3,246,700
高額介護サービス費等給付額	739,290	783,647	807,156	2,330,093
高額医療合算介護サービス費等給付額	91,365	96,846	99,752	287,963
算定対象審査支払手数料	34,789	36,876	37,983	109,648
計	37,237,259	39,210,078	39,919,914	116,367,251
地域支援事業費総額	768,120	906,930	2,100,680	3,775,730

下記の見込みから算出した保険料です ▶ 所得段階別保険料

所得段階	対象となる方		保険料			
			割合	年額	月額	
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が年間80万円以下の方		基準額 × 0.45	31,475	2,623	
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.70	48,961	4,081
第3段階		上記（第1段階、第2段階）以外の方	基準額 × 0.75	52,458	4,372	
第4段階		同じ世帯に 市民税課税者が いる方	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が年間80万円以下の方	基準額 × 0.87	60,851	5,071
第5段階		上記（第4段階）以外の方	基準額	69,943	5,829	
第6段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額 × 1.12	78,337	6,529	
第7段階		本人の「合計所得金額」が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.25	87,429	7,286	
第8段階		本人の「合計所得金額」が190万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	90,926	7,578	
第9段階		本人の「合計所得金額」が200万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.50	104,915	8,743	
第10段階		本人の「合計所得金額」が290万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	118,904	9,909	
第11段階		本人の「合計所得金額」が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00	139,886	11,658	
第12段階		本人の「合計所得金額」が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.20	153,875	12,823	
第13段階		本人の「合計所得金額」が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.35	164,367	13,698	
第14段階		本人の「合計所得金額」が1,000万円以上の方	基準額 × 2.50	174,858	14,572	

平成27年3月

発行：東大阪市 福祉部 高齢介護室 高齢介護課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06(4309)3185 FAX：06(4309)3848 E-mail：koreikaigo@city.higashiosaka.lg.jp

